5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
　相馬賢志
　長野県中野市大字新井531
7　出願公表の年月日　平成27年4月13日

1　品種登録の番号　第26558号
2　品種登録の年月日　平成30年2月8日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Prunus salicina Lindl.
4　登録品種の名称　ふかさわ
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
　深澤渉
　山梨県南アルプス市落合2298
7　出願公表の年月日　平成28年2月26日

1　品種登録の番号　第26559号
2　品種登録の年月日　平成30年2月8日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Rubus L.
4　登録品種の名称　シャロンズデライト
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
　Board of Trustees of the University of Arkansas
　2404 North University Avenue, Little Rock, Arkansas, USA
7　出願公表の年月日　平成27年7月3日

1　品種登録の番号　第26560号
2　品種登録の年月日　平成30年2月8日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Sanvitalia Lam.
4　登録品種の名称　DISANPOBIN
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
　株式会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
　愛知県長久手市砂子607番地
7　出願公表の年月日　平成28年6月23日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名
　登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十一号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成三十年二月八日
　　農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　宮崎県都城市高崎町前田字野平四二七五の二、四二七五の六
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
（一）　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（二）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十二号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成三十年二月八日
　　農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　静岡県榛原郡川根本町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
（一）　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（二）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十三号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成三十年二月八日
　　農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　岩手県一関市藤沢町保呂羽字上野平一五〇、一五一の二、一五一の三、一五二の一、一五三の一から一五三の三まで、一五四の一、一五四の三から一五四の五まで、一五四の九、一五五から一六三まで、一六四の一、一六五の一、一六五の二、一六六の一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
（一）　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（二）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十四号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成三十年二月八日
　　農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　岩手県一関市東山町長坂字北磐井里二八四の二、二八五の二、字木戸割五三の六、字西本町一七七の二、字平林二七二の三
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　変更後の指定施業要件
（一）　立木の伐採の方法
　1　主伐は、択伐による。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（二）　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十五号

　肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項の規定に基づき、平成三十年一月二十五日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。
　平成三十年二月八日
　　農林水産大臣　**齋藤　健**

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の名称及び住所
有効期間が3年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第104184号	液状複合肥料	新東ハローペースト222	新東化学工業株式会社	千葉県市原市八幡海岸通11番1
生第104240号	化成肥料	苦土有機入り化成885号	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号
生第104244号	汚泥発酵肥料	西部1号	有限会社西部有機	長崎県松浦市御厨町田代免焼山991番地
生第104247号	液状複合肥料	SA－Lリン酸液肥208	クロレラ工業株式会社	東京都港区浜松町一丁目18番16号